

工事請負契約における契約保証に関する取扱い

「工事契約事項（金銭的保証）」（平成 23 年 4 月 1 日改正。以下「契約事項」という。）第 4 条及び「工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準」（平成 23 年 4 月 1 日施行。以下「運用基準」という。）第 4 条関係の規定に基づき、工事請負契約における契約保証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第1 契約の保証

- （１） 契約事項第 4 条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については金銭的保証を原則とし、発注者は、受注者に対し請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては 10 分の 3）以上の金額を保証する次に掲げるいずれかの契約の保証を求めるものとする。なお、契約事項第 4 条第 1 項第 3 号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」は、銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）とする。
 - 1) 契約保証金の納付
 - 2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 3) 銀行等又は保証事業会社の保証
 - 4) 公共工事履行保証証券による保証
 - 5) 履行保証保険契約の締結
- （２） 供用開始時期等の関係から残工事の発注手続を行う時間がない場合等履行保証措置として役務的保証を必要とする場合には、契約事項第 4 条において請負代金額の 10 分の 3 以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証（工事の目的物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合（以下「契約不適合」という。）を担保する特約を付したものに限る。）のみを求めるものであるが、あらかじめ大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 号。以下、「実施要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）においてその必要性を十分審議し、慎重に取り扱うものであること。

第2 請負契約締結時における取扱い

請負契約は、落札決定日から 5 日以内に次に掲げるいずれかの保証が付されたことを確認のうえ、締結するものとする。ただし、落札者が③又は④に掲げる保証を得るために 5 日を超える期間を要する場合にあっては、大仙市財務規則（平成 17 年大仙市規則第 61 号。以下、「規則」という。）第 117 条第 1 項た

だし書に規定する期限の延長願（様式第１号）の提出を求めるものとし、保証証書等の提出後、速やかに締結するものとする。

なお、工事請負契約書の「契約保証金」欄には、納付済の金額、保証書記載の保証金額等を、「納付の方法」欄には、契約保証金、有価証券、銀行等、保証事業会社、公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約等の保証の方法を記載するものとする。また、③又は④に掲げる保証契約等の申し込みにあたって工事請負契約書案を必要とする場合があるので、契約担当者は、落札者決定後速やかに落札者に対し、契約年月日、契約金額等を記載した工事請負契約書案を交付するものとする。

また、余裕期間制度を設定した請負契約にあっては、工事請負契約書に記載する工期は余裕期間を含む全体工期を記載すること。

① 契約保証金

- １） 契約担当者は、落札者から、契約保証金を納付する旨の申出を受けたときは、発注担当課へその旨を通知するものとする。

発注担当課は、請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては 10 分の 3）以上の金額について、規則第 139 条の規定に基づき歳入歳出外現金受入れ手続を行い、落札者に対して納入通知書を発行するものとする。この場合において、納期限は工事請負契約書案に記載した契約年月日とする。

- ２） 契約担当者は、落札者による契約保証金の納入通知書兼領収書（以下、「領収書」という。）の提示等により納入されたことを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。
- ３） 契約締結後、領収書の写しは、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

- １） 契約保証金に代わる担保としての有価証券等は、規則第 121 条第 3 項第 1 号に規定する有価証券のうち、国債証券又は地方債証券（当分の間、利付き国債及び秋田県債に限定する。以下、「国債等」という。）とする。

- ２） 契約担当者は、落札者から、契約保証金に代わる担保として国債等を納付する旨の申出を受けたときは、発注担当課へその旨を通知するものとする。

発注担当課は、落札者に対して保管有価証券納付書（様式第 2 号）の提出を求めるものとする。

- ３） 発注担当課は、落札者から、保管有価証券納付書の提出を受けたときは、出納機関に対して保管有価証券受入通知書（様式第 2 号）を送付する。
- ４） 出納機関は、保管有価証券受入通知書を受けたときは、これを審

査し、落札者から国債等を徴し、保管有価証券受入通知書の写し（以下、「証券受入証明書」という。）を交付する。

- 5) 契約担当者は、落札者から、証券受入証明書の提示を求め、保管国債等の総額が請負代金額の10分の1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3）以上の金額であること等記載事項に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。
- 6) 契約締結後、証券受入証明書は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

③ 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 契約担当者は、落札者から、工事請負契約についての銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。なお、落札者から保証事業会社が電磁的記録により発行する保証証書を閲覧するための情報が提供された場合（以下「電子保証による場合」という。）は、保証書の提出があったものとみなすものとする。
 - イ 名宛人が契約担当者であること。
 - ロ 保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。
 - ハ 保証委託者が落札者であること。
 - ニ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
 - ホ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - ヘ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ト 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - チ 保証期間が工期（余裕期間制度を設定した工事請負契約にあっては契約後の全体工期、以下同じ。）を含むものであること。
 - リ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- 2) 工事請負契約を締結後、保証書は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

④ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

- 1) 契約担当者は、落札者から、工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。なお、落札者から保険会社が電磁的記録により発行

する証券を閲覧するための情報が提供された場合（以下「電子保証による場合」という。）は、公共工事履行保証証券に係る証券の提出があったものとみなす。

- イ 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が契約担当者であること。
- ロ 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電子保証による場合にあつては、保証人の記名）があること。
- ハ 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が落札者であること。
- ニ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあっては履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
- ホ 主契約の内容（履行保証保険の場合にあっては、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- ヘ 保証金額（履行保証保険の場合にあっては保険金額）が請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3）以上であること。
- ト 役務的保証を付した場合にあつては、契約不適合を担保する特約が付されたものであること。
- チ 保証期間（履行保証保険の場合にあっては、保険期間）が工期を含むものであること。
- リ 履行保証保険にあつては、履行保証保険普通保険約款又は特約条項に、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合に関して、保証対象に含む旨の記載があること。

- 2) 工事請負契約を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

第3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当者は、契約事項第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当する場合には、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるとして契約事項第52条第1項第1号の規定により損害金を徴収して工事を完成させるときを除き、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第1の1)から5)までの保証（役務的保証を除く。）が付されてい

る場合にあっては、速やかに、受注者に対して請負契約解除通知書（様式第3号）を通知し当該工事請負契約を解除するものとする。

- (2) 第1の3)から5)までの保証（役務的保証を付した場合に限る。）が付されている場合にあっては、契約事項第47条第1項の規定により、保険会社に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求するものとする。

また、契約事項第52条第3項各号に掲げる者（以下、「破産管財人等」という。）による工事請負契約の解除についても、契約事項第44条、第45条又は第45条の2の規定により工事請負契約を解除したときも同様に取り扱うものとする。

なお、役務的保証を付した場合にあって、破産管財人等による工事請負契約の解除がなされたときは、役務的保証債務が違約金支払債務に転換することから、⑤の手続きによることに留意すること。

① 契約保証金

- 1) 契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、契約保証金に係る歳入歳出外現金を歳入へ公金振替するため、公金振替通知書を作成し、当該公金振替通知書を出納機関に送付するものとする。
- 2) 出納機関は、契約担当者から公金振替通知書の送付を受けたときは、これを審査し、公金振替・更生通知表を指定金融機関に送付し、指定金融機関から公金振替済通知書の送付を受けたときは、公金振替通知書を契約担当者へ返送する。
- 3) 工事担当課長は、公金振替通知書の写しを工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
- 4) 契約担当者は、契約事項第52条第2項に規定する違約金（以下「違約金」という。）の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての国債等

- 1) 契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、保管有価証券払出（請求書）通知書に契約解除通知の写しを添付して出納機関に送付するものとする。
- 2) 出納機関は、契約担当者から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、契約担当者の受領印を徴して、契約担当者に対し、保管国債等を払い出し、歳入に収入又は普通財産に組み入れる手続きを行うものとする。
- 3) 契約担当者は、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

③ 銀行等の保証

- 1) 契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、請求金額の欄に

違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書（様式第４号）、納入通知書、保証証書及び解除通知の写しを銀行等に提出するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

- ２） 契約担当者は、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

④ 保証事業会社の保証

- １） 契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書、納入通知書、保証証書（電子保証による場合は不要）、保証事業会社あて解除通知書（様式第５号）及び契約解除通知の写しを保証事業会社に提出するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
- ２） 契約担当者は、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

⑤ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

- １） 契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、納入金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額））を記載した保証金（保険金）請求書、納入通知書及び契約解除通知の写し並びに公共工事履行保証証券に係る証券（電子保証による場合は証券の写し）を保険会社に提出するものとする。なお、保証金（保険金）請求書及び納入通知書の写しは、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
- ２） 契約担当者は、違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

⑥ 公共工事履行保証証券の規定による工事完成請求についての取扱い

- １） 契約担当者は、契約事項第４４条各号又は第４５条各号のいずれかに該当するときは、公共工事履行保証証券の規定に基づき、保険会社に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、契約事項第５２条第１項第１号の規定により損害金を徴収して工事を完成させるものとする。
- ２） 契約担当者は、１）の請求を行おうとするときは、公共工事履行保

証証券に係る証券（電子保証による場合は証券の写し）に次に掲げる書類を添付して、保険会社に提出するものとする。

ア 保証債務履行請求書（様式第6号）

イ 債務不履行の事実及び請求額を証する書類

- 3) 契約担当者は、契約者に対して保証債務履行請求通知書（様式第7号）により、保険会社に1)の請求を行った旨を通知するものとする。
- 4) 契約担当者は、保険会社が選定した建設業者が、契約者と同等以上の資力及び能力を有し、かつ、同種類工事において同等以上の等級格付を受けている者であるときは、当該建設業者（以下「代替履行業者」という。）による代替履行を承認するものとし、代替履行業者から契約事項第47条第2項に基づく契約者の権利及び義務を承継する旨の通知を受けた場合には、承継を承諾するものとする。
- 5) 契約担当者は、保険会社から保証金額を支払うことにより債務を消滅させる旨の申出を受けたときは、納入金額の欄に当該工事請負契約を解除した場合における違約金の額に相当する金額（ただし、保証金額が当該金額未満の場合は保証金額）を記載した納入通知書を保険会社に交付するものとする。なお、納入通知書の写しは、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
- 6) 契約担当者は、違約金の金額が、保証金額を超過している場合は、保証金が支払われた後に当該超過金額についての債務は消滅するものとする。

第4 工事完成時の取扱い

① 契約保証金

- 1) 契約担当者は、歳計外払出起票依頼書（様式第8号）に必要書類を添付し、出納機関に対し払出の通知をする。
- 2) 出納機関は、歳計外払出起票依頼書の送付を受けたときは、これを審査し、口座振替により支払うものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての国債等

- 1) 契約担当者は、契約者に対し、保管有価証券払出（請求書）通知書（様式第9号）を求めるものとする。
- 2) 契約担当者は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類を審査し、保管有価証券払出通知書を保管有価証券払出請求書に添付して出納機関に提出するものとする。なお、保管有価証券払出請求書の写しは、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

イ 保管有価証券払出請求書に押印された印鑑が保管有価証券納付書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管有価証券払出請求書の記載事項が保管有価証券納付書の内容と同一であること。

3) 出納機関は、契約担当者から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、契約者の受領印を徴し、保管有価証券を払い出す。

③ 銀行等又は保証事業会社の保証

契約担当者は、契約者から工事目的物の引渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を、受注者を通して銀行等に返還するものとする。ただし、保証事業会社の保証にあつては、保証書及び変更保証書の返還を要しない。なお、保証書を契約者に交付する際には、契約者から保証書を受領した旨の領収書（様式第 10 号）を提出させ、領収書及び保証書の写しを発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

④ 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

契約担当者は、契約者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）を発注担当課においてそのまま工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

第5 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が変更後の請負代金額の 100 分の 5（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあつては 100 分の 15）以下になるときは、契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を変更後の請負代金額の 10 分の 1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあつては 10 分の 3）以上に増額変更するものとする。

① 契約保証金

契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、「第 2 請負契約締結時における取扱い」の例により、増額する分に相当する金額を徴するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての国債等

契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、「第 2 請負契約締結時における取扱い」の例により、契約保証金の増額する分に相当する金額の国債等を徴するものとする。

③ 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更保証書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。
- 2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を変更するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当者であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。
 - ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

④ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

- 1) 契約担当者は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては保険金額）の増額変更を行おうとする場合、契約者に対して、保証金額（履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、異動承認書の提出があったものとみなすものとする。
- 2) 契約担当者は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、公共工事履行保証証券の場合にあっては、イからエまでの事項、履行保証保険の場合にあっては、ロからトまでの事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を変更するものとする。
 - イ 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が契約担当者であること。
 - ロ 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電子保証による場合にあっては、保証人の記名）があること。

- ハ 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が契約者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）以上であること。
 - ト 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。
- 3) 工事請負契約の変更後、異動承認書は、発注担当課において工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

第6 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約者から契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）以上に保たれる範囲で受注者の請求する金額まで減額変更するものとする。なお、保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われなかったこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

① 契約保証金

- 1) 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の契約保証金払出請求書（様式第11号）の提出を求めるものとする。
- 2) 契約担当者は、契約者から契約保証金払出請求書の提出を受けたときは、契約保証金払出請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であることを確認のうえ、「第4 工事完成時の取扱い」の例により、減額分に係る契約保証金の還付事務を行うものとする。ただし、出納機関に対する払出通知書には支払調書に代えて契約保証金払出請求書を添付するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての国債等

- 1) 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、保管有価証券の可分性を考慮して減額分を決定すること。）を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の保管有価証券払出請求書の提出を求めるものとする。
 - 2) 契約担当者は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、当該払出請求書に記載の保管有価証券が当該請負契約に係る保管有価証券の可分性を勘案して適切なものであることを確認のうえ、「第4 工事完成時の取扱い」の例により、保管有価証券の返還事務を行うものとする。
- ③ 銀行等、保証事業会社又は公共工事履行保証証券の保証
- 1) 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第12号）を交付し、契約担当者が指定する日に、保証金額を変更後の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書又は異動承認書の提出があったものとみなすものとする。
 - 2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第5③2)又は第5④に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
 - 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

第7 工期の延長時の取扱い

契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するよう求めるものとする。ただし、保証約款等において、「契約担当者が保証人に工期変更の通知を行ったときは、保証期間は工期の変更に応じて変更されたものとみなす」旨規定されている場合は、当該変更通知を行うものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

① 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更保証書（以下この項において「変更契約書等」と

いう。)を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。

- 2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、工事請負契約を変更するものとする。

イ 名宛人が契約担当者であること。

ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。

ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。

ニ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

ホ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

② 公共工事履行保証証券

- 1) 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、異動承認書の提出があったものとみなすものとする。

- 2) 契約担当者は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、工事請負契約を変更するものとする。

イ 債権者が契約担当者であること。

ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電子保証による場合にあっては、保証人の記名）があること。

ハ 債務者が契約者であること。

ニ 異動を承認する旨の記載があること。

ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

ヘ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

- 3) 工事請負契約の変更後、異動承認書は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

第8 工期の短縮時の取り扱いについて

工期の短縮を行おうとする場合で、契約者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間

を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

- 1) 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下、この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書又は異動承認書の提出があったものとみなすものとする。
- 2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第7①2)又は第7②2)に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

第9 履行遅滞時の取扱い

契約担当者は、履行遅滞が生じた場合において、契約事項第52条第1項の規定により損害金を徴収して工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

- 1) 契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保険期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下、この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書又は異動承認書の提出があったものとみなすものとする。
- 2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第7①2)又は第7②2)に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、発注担当課において工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

附 則
平成24年4月1日から施行。
附 則
令和8年10月1日から施行。

年 月 日

契約担当者

申請者

住 所

商号又は名称

氏 名

契約締結期限延長申請書

次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
落札の通知を受けた日	年 月 日
延 長 す る 期 限	年 月 日
落札の通知を受けた日 から5日以内に契約を 締 結 で き な い 理 由	

年 月 日

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

契約担当者

年 月 日

様

契約担当者

請負契約解除通知書

下記の工事の施工に関し、契約事項第 4 4 条（第 4 5 条）第 号に該当すると認めたので、同項の規定に基づき、工事請負契約を解除します。

なお、契約保証金（保管有価証券又は銀行等、保証事業会社若しくは保険会社から支払われる保証金若しくは保険金を含む。）は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により、大仙市に帰属します。

契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
契 約 保 証 金	円

年 月 日

様

契約担当者

保証金（保険金）請求書

契約者 と締結した工事請負契約（工事名 ）を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払いは別添納入通知書により行ってください。

記

請求金額 円

証券番号 _____

※証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。

年 月 日

建設業保証株式会社 様

契約担当者

請負契約解除通知書

貴社の前払金保証（ 年 月 日付け契約番号 ）及び
同契約保証（ 年 月 日付け契約番号 ）に係る請負者
は、契約事項第44条（第45条）第 号の規定に該当し、
年 月 日付けをもって請負契約を解除したので、前払金保証約款第6条第1項
の規定により通知します。

※破産管財人等による契約解除の場合は、「契約事項第44条（第45条）第 号の規定に
該当し」を契約事項第52条第3項各号に掲げる者に応じ、それぞれ読み替えて使用する。

第1号に規定する破産管財人：「破産法第53条第1項による契約解除の請求により」

第2号に規定する管財人：「会社更生法第61条第1項による契約解除の請求により」

第3号に規定する再生債務者等：「民事再生法第49条第1項による契約解除の請求により」

年 月 日

様

契約担当者

保証債務履行請求書

貴社の公共工事履行保証証券（ 年 月 日付け契約番号 ）
による保証に係る債務者は、当該保証に係る工事の施工に関し、契約事項第 4 4 条
（第 4 5 条）第 号に該当すると認めたので、公共工事用保証契約基本約款第 条の規定に
より、保証債務の履行を請求します。

※破産管財人等による契約解除の場合は、「契約事項第 4 4 条（第 4 5 条）第 号の規定に該当する」を「工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった」に読み替えて使用する。

年 月 日

様

契約担当者

保証債務履行請求通知書

下記の工事の施工に関し、契約事項第44条（第45条）第 号に該当すると認めたので、同項の規定に基づき、保証人 に対し、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求したので通知します。

契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円

※破産管財人等による契約解除の場合は、「契約事項第44条（第45条）第 号の規定に該当する」を「工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった」に読み替えて使用する。

歳計外払出命令起票依頼書

依頼日		年 月 日
払出科目	款	5款 保証金
	項	1項 保証金
払出相手方	住所	
	氏名	
払出金額		
支払い予定日		年 月 日
支払い方法		1. 窓口 2. 口座振替 3. 納付書
2 の 場 合	金融機関	銀行 支店
	預金種類	(普通 ・ 当座)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
摘要		契約保証金の還付のため

歳計外科目より、次のとおり払出が必要ですので、払出命令の起票をお願いいたします。

大仙市会計管理者 様

〇〇課長 〇〇 〇〇

依頼課払出内容確認済欄		
	課長	担当
決 裁		

【依頼課】 〇〇課
担当者氏名
TEL ー (内線)

※ 添付書類 工事契約書の写し、検査結果通知書(納付書払の場合は納付書も添付)

保 管 有 価 証 券 払 出 通 知 書							
払 出 通 知	課 長	調 査	取 扱 い 年 月 日	払 出 執 行	会 計 管 理 者	調 査	取 扱 い 年 月 日
		歳入歳出外現金及 び 保 管 有 価 証 券		区 分			
保 管 有 価 証 券 払 出 請 求 書							
種 類	記 番 号	額 面 金 額	枚 数	保 管 期 間	備 考		
		円					
上記保管有価証券を払い出してください。							
年 月 日							
納入者 住 所							
氏 名							
大仙市長 あて							
領 収 書							
上記保管有価証券を領収しました。							
年 月 日							
氏 名							
大仙市会計管理者 あて							

年 月 日

契約担当者

住 所
商号又は名称
氏 名

保証書に係る領収書

貴職より保証書（変更契約書がある場合は変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等へ返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

年 月 日

契約担当者

住 所
商号又は名称
氏 名

契約保証金払出請求書

下記工事に係る請負代金額の減額変更に伴い、当該減額された額に相当する契約保証金額の払い出しを請求します。

契 約 年 月 日	年 月 日			
工 事 名				
工 事 場 所				
工 期	年 月 日から 年 月 日まで			
契 約 金 額	変 更 前	円	変 更 後	円
契 約 保 証 金	変 更 前	円	変 更 後	円
払 出 請 求 額	円			
口座振替払の振込銀行 口座番号	銀行 支店 当座・普通			

年 月 日

様

契約担当者

保証契約内容変更承認書

下記保証契約の内容変更について承認する。

1. 変更する保証契約

証 券 番 号	
保証委託者又は債務者名	
工 事 名	

2. 内容変更の承認事項

保証金額の減額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
保証期間の短縮	変 更 前	終 期	年	月 日
	変 更 後	終 期	年	月 日
そ の 他				

※証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。